

特定中堅企業者の 要件及び確認フロー

2024年9月

経済産業政策局
産業創造課

(目次)

1. 制度の概要		p 3
2. 特定中堅企業者の要件		p 7
3. 申請方法・審査のポイント	...	p 1 8
4. FAQ		p 3 2

中堅企業者への集中支援の枠組み構築

- 産業競争力強化法において、中小企業者を除く従業員数2,000人以下の企業を「中堅企業者」と定義。
- さらに、積極的に賃上げやリスクを取った投資等を行う成長意欲の高い中堅企業を「特定中堅企業者」として定義し、設備投資やM&Aを促進する税制措置等を講じ、国内経済の成長と新陳代謝を促進する。

背景・課題

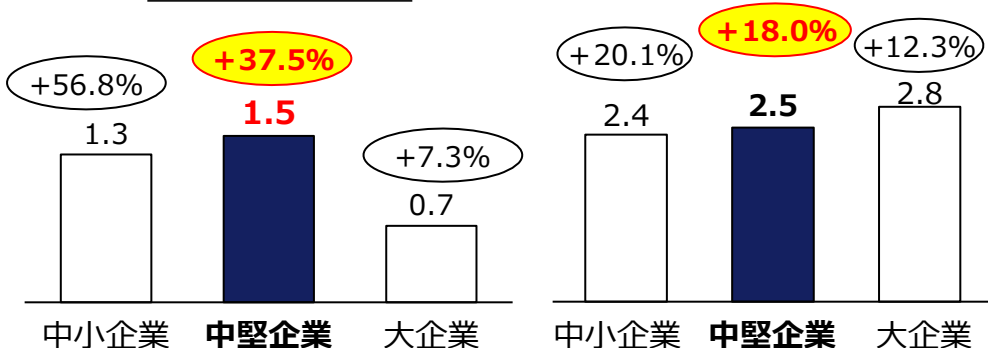
中堅企業の 国内経済 への貢献

- ・中堅企業は、大企業を超える国内売上・投資や給与総額等の伸びがあり、国内経済に大きく貢献。
- ・他方、中小企業政策の対象外として大手と同列の大企業と位置付けられ、中堅企業の課題に応じた措置が講じられて来なかった。

中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率

設備投資額（兆円）

給与総額（兆円）



産業競争力強化法の一部改正

常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を「**中堅企業者**」、賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「**特定中堅企業者**」※として新たに定義し、以下を措置。

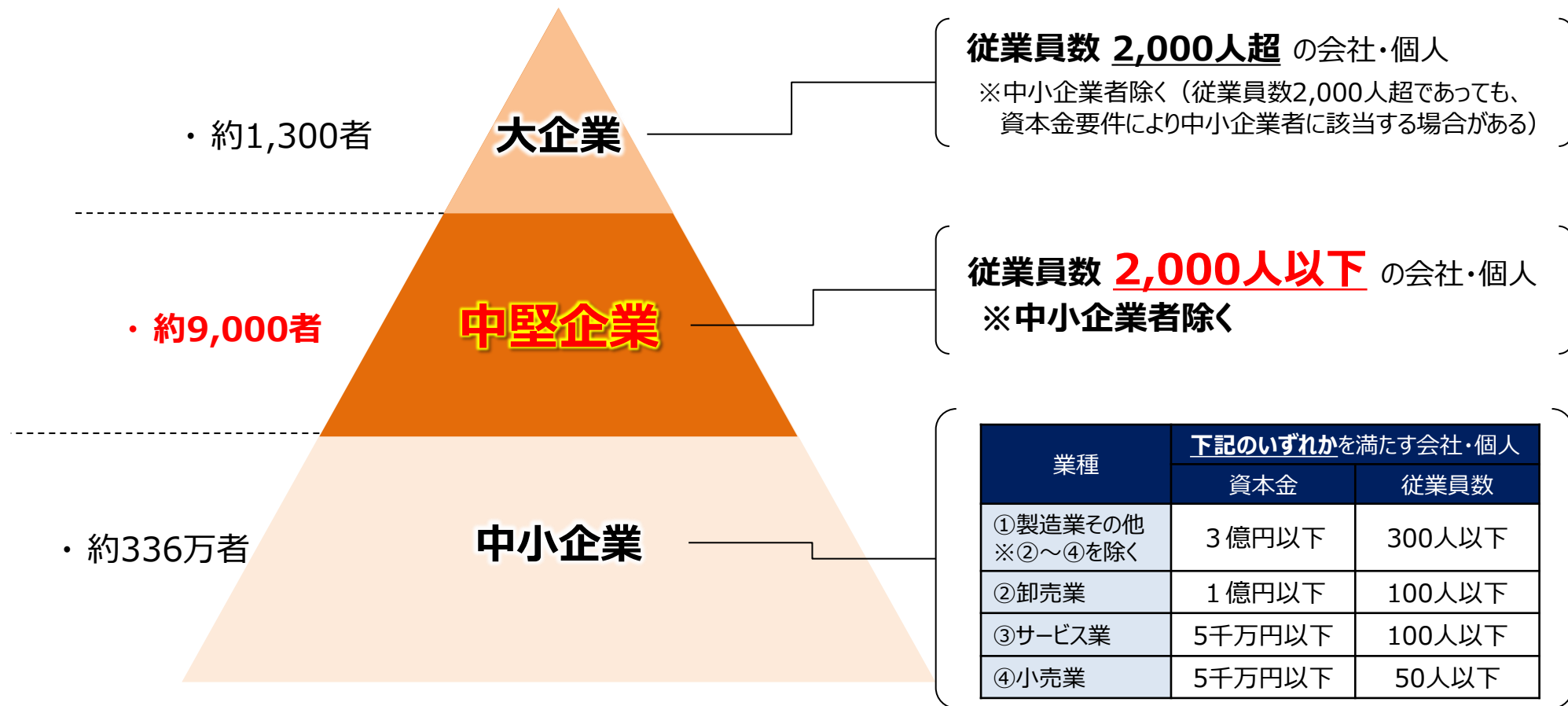
※主務省令で基準を規定

- ① 特定中堅企業者・中小企業者が特別事業再編を行う場合（複数M&Aを行う計画認定スキーム）
 - **中堅・中小グループ化税制**（損失準備金制度を拡充し、**株式取得額の最大100%・10年間で積立可能**）
 - 日本政策金融公庫による金融支援
- ② 特定中堅企業者が事業再編を行う場合
 - 知財管理に関するINPITの助言・助成
 - 日本政策金融公庫による金融支援

※別途、地域未来投資促進法に基づく承認を受けた特定中堅企業者向けに、**設備投資減税を拡充（最大6%の税額控除）**

(参考) 産業競争力強化法における「中堅企業者」の定義

- 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圈の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義。



(出所)

企業数：経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

※会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

※上記の定義を原則としながら、個別の法律・支援策で、追加基準を設けている場合がある
※従業員数：常時使用する従業員の数、資本金：資本金の額又は出資の総額
※法律上で大企業の定義は設けない

(参考) 産業競争力強化法における「中小企業者」の定義

	業種		中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
			資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1号	製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4号、5号の業種を除く）		3億円以下	300人以下
2号	卸売業		1億円以下	100人以下
3号	サービス業		5,000万円以下	100人以下
4号	小売業		5,000万円以下	50人以下
5号	政令業種	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
		ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
		旅館業	5,000万円以下	200人以下
6号	企業組合		-	-
7号	協業組合		-	-
8号	事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの※		-	-

※一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第二十二項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(参考) 常時使用する従業員とは

- 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。そのため、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。
- また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しません。

労働基準法 抜粋

(解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- ② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。
- ③ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

(目次)

1. 制度の概要		p 3
2. 特定中堅企業者の要件		p 7
3. 申請方法・審査のポイント	...	p 18
4. FAQ		p 32

特定中堅企業者の要件

- 国内投資・雇用者の所得の向上と国内産業の新陳代謝をより効果的・効率的に活性化させていくため、産業競争力強化法で措置する支援の対象となる特定中堅企業者については、成長志向が強く、国内経済に貢献する高いポテンシャルを有するものとし、**「雇用」、「成長投資」、「経営力」の3つの観点**から設定。

企業規模

- **中堅企業者**：常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く）

※ただし、以下のものを除く

- ① みなし大企業（後述）
- ② 風営法に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの
- ③ 暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいたるものや、暴力団員等が事業活動を支配するもの

1

【指標1】 良質な雇用の 創出

- 直近の事業年度において、以下のいずれも満たすこと（地域における良質な雇用を生み出す役割を重視）
 - ① **賃金（常時使用する従業員1人当たり給与等支給額）が業種別平均以上**
 - ② **常時使用する従業員数の年平均成長率（3事業年度前比）が業種別平均以上**

2

【指標2】 将来の成長性

- 直近3事業年度のうち、いずれかの事業年度が、**中堅企業者の業種別平均以上の売上高成長投資比率であること**（将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視）

※成長投資は、①設備投資額（有形固定資産投資）、②無形固定資産投資額、③研究開発費、④教育訓練費のいずれか

3

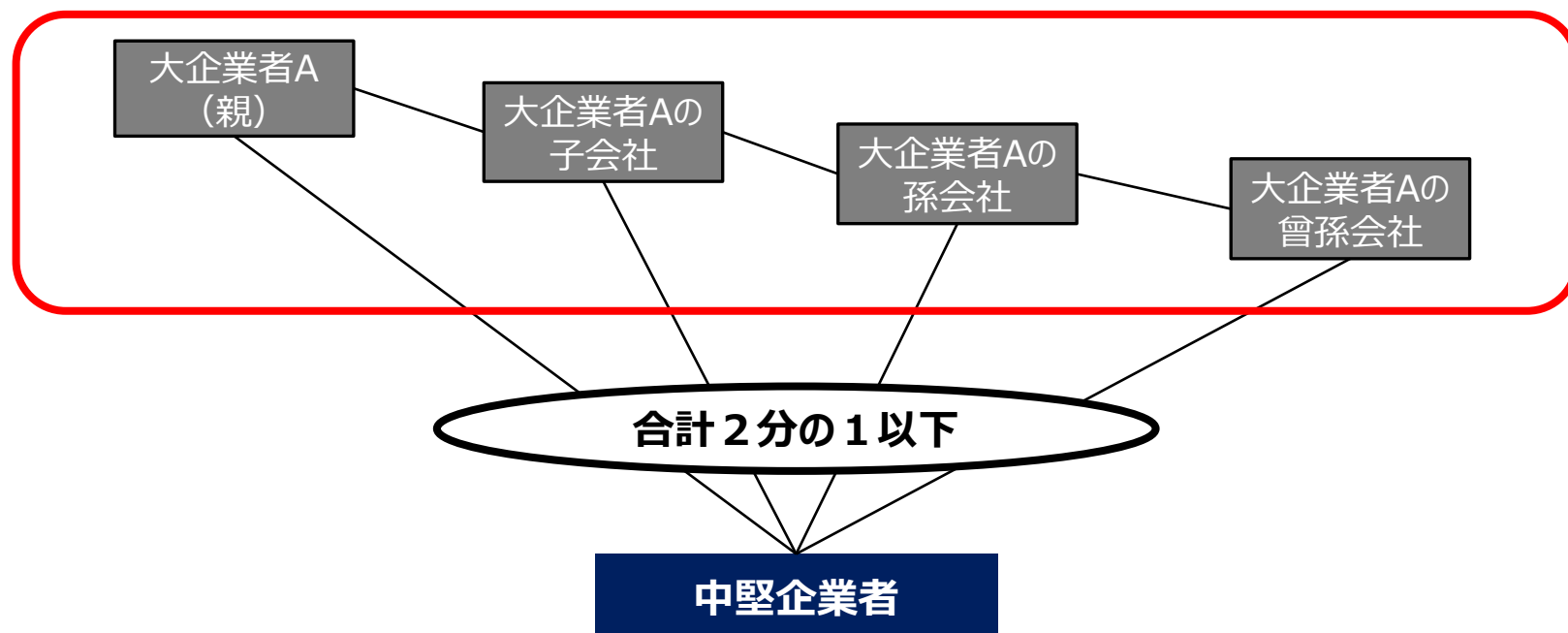
十分な 経営能力

- ※特定中堅企業者が事業計画の認定を受ける場合に確認（支援措置の活用において必要）
- 更なる成長を目指した経営ビジョン（長期的に目指す姿、事業戦略、成果目標、経営管理体制）を策定・提出し、外部有識者で構成される評価委員会が十分な経営能力を有しているかどうかを確認

(参考) みなし大企業について①

- 同一の大企業のグループ※による出資割合が2分の1超の中堅企業者は、大企業とみなし、支援措置の対象となる特定中堅企業者の対象外とします。

※グループによる対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。



※大企業者とは、常時使用する従業員の数が2,000人を超える会社及び個人

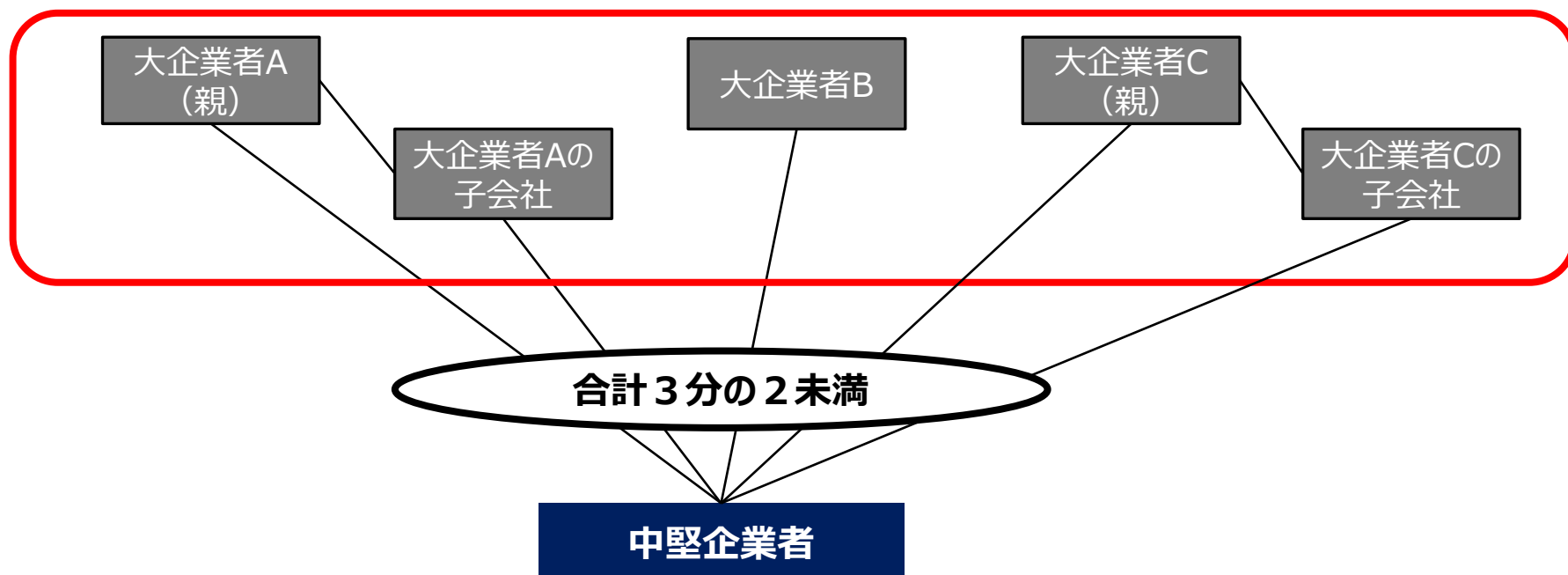
<注意点>

- 赤枠内の親子間の判定は、**株式の総数又は出資の金額の合計額が2分の1以上か否か**で判定します。
- 中堅企業者の発行済株式の保有割合（○内）は、**株式の総数**で判定します。
- 出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

(参考) みなし大企業について②

- 同一の大企業のグループ※による出資割合が2分の1以下であっても、複数の大企業のグループによる出資割合が3分の2以上の中堅企業者は、大企業とみなし、支援措置の対象となる特定中堅企業者の対象外とします。

※グループによる対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。



※大企業者とは、常時使用する従業員の数が2,000人を超える会社及び個人

<注意点>

- ・ 赤枠内の親子間の判定は、**株式の総数又は出資の金額の合計額が2分の1以上か否か**で判定します。
- ・ 中堅企業者の発行済株式の保有割合（○内）は、**株式の総数**で判定します。
- ・ 出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

【指標 1】良質な雇用の創出 ①賃金要件

- 直前の事業年度における常時使用する従業員 1 人当たり給与等支給額※^{1,2}が、以下に示す基準以上であることが必要です。

業種	基準（常時使用する従業員 1 人当たり給与等支給額）
①製造業その他（②～④を除く）	542万円
②卸売業	560万円
③サービス業	524万円
④小売業	372万円

※ 1 常時使用する従業員に対する給与等の支給額を、当該常時使用する従業員の数で除した額。事業年度が 1 年でない場合は、1 年当たりに換算してください。年換算する場合、賞与の支給月が含まれる場合は、賞与を除いた額を年換算し、その額に賞与の額を加えてください。

※ 2 給与等は、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第 1 項に規定する給与等）とします。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

<基準の算出方法>

- 直近5年間（平成30年～令和4年調査）の賃金構造基本統計調査に基づき、産業別の一般労働者の平均年収を算出。
 - ※年収は、「きまって支給する現金給与額」を年換算し、「年間賞与その他特別給与額」を加えて算出
 - ※「一般労働者」は、常用労働者のうち、短時間労働者に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者（正社員・正職員・正社員以外・正職員以外）

【指標 1】良質な雇用の創出 ②従業員数の伸び要件

- 直近の事業年度（末日）における常時使用する従業員の数（常用従業員数）について、3事業年度前比の年平均成長率が、以下に示す業種別の基準以上であることが必要です。

計算式

$$\text{年平均成長率} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準}$$

A：直近の事業年度（末日）の常用従業員数
B：直近の事業年度の3事業年度前（末日）の常用従業員数
C：1／3

業種	基準（3事業年度間の年平均成長率）
①製造業その他（②～④を除く）	0.7%
②卸売業	0.5%
③サービス業	1.1%
④小売業	1.0%

<基準の算出方法>

- 経済産業省企業活動基本調査の2017年調査（2016年実績）及び2022年調査（2021年実績）に基づき、両方の調査に回答した企業の直近5年間の常時使用する従業員数の年平均成長率を業種別に算出

※ 業種別における3事業年度間の年平均成長率上位・下位5%に含まれる企業は除外。

【指標 2】将来の成長性（売上高成長投資比率）

- 直近 3 事業年度のうち、いずれかの事業年度の売上高成長投資比率が、以下の基準以上であることが必要です。

業種	基準（成長投資額÷売上高）			
	設備投資 (有形固定資産投資)	無形固定 資産投資	研究開発費	教育訓練費
①製造業その他（②～④を除く）	3.9%	0.3%	2.3%	0.05%
②卸売業	0.6%	0.1%	0.1%	0.01%
③サービス業	5.4%	0.5%	0.4%	0.04%
④小売業	2.4%	0.2%	0.1%	0.03%

※ 成長投資額は、事業の用に供するものに限ります。

※ 教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます（詳細は次ページ）。

＜基準の算出方法＞

- 経済産業省企業活動基本調査の2018～2022年調査（2017～2021年実績）に基づき、2022年調査時点で中堅企業の定義に該当する企業（親会社がいる企業除く）の売上高に占める成長投資の割合（5年平均）を算出。
- 成長投資については、経済産業省企業活動基本調査における、有形固定資産投資当期取得額、無形固定資産当期取得額、研究開発費（＝自社研究費＋委託研究費）、能力開発費（講師、指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費・委託費、留学費用等）を使用。

※成長投資別・業種別における売上高比率上位・下位5%に含まれる企業は除外。

（参考）設備投資額（有形固定資産投資額）、無形固定資産投資額、研究開発費の対象となる費用

1. 設備投資額（有形固定資産投資額）

土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の購入、自家建設等による取得価格とする。

2. 無形固定資産投資額

営業権（のれん）、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、借地権、地上権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアなどの取得価額とする。

3. 研究開発費

自社研究開発費（自社の研究開発のために、自社において使用した研究開発費をいう。）及び委託研究開発費（社外（国内・海外）に委託した研究開発費（委託費、賦課金など）をいう。）とする。

(参考) 教育訓練費の対象となる費用

1. 法人等が教育訓練を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）

- ① 法人がその国内雇用者に対して、外部から講師又は指導員（以下「外部講師等」）を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ・ 講義・指導等の内容は、大学等の教授等による座学研修や専門知識の伝授のほか、技術指導員等による技術・技能の現場指導などを行う場合も対象となります。
 - ・ 招聘する外部講師等は、当該法人の役員又は使用人以外の者であること。（当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の役員又は使用人でも可）
 - ・ 外部の専門家・技術者に対し、契約により、継続的に講義・指導等の実施を依頼する場合の費用も、対象となります。
- ② 外部講師等に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類する費用であること。
 - ・ 講義・指導の対価として外部講師等に支払う報酬等。（なお、外部講師等の個人に対して報酬等を直接支払った場合に限り、法人から講師等の派遣を受けその対価をその法人に支払った場合の費用も対象となります。）
 - ・ 講義・指導等の対価として支払う報酬等に限り、当該法人等が負担する外部講師等の招聘に要する費用（交通費・旅費（宿泊費、食費等を含む））も対象となります。
- ③ 法人等がその国内雇用者に対して、施設、設備その他資産（以下「施設等」）を賃借又は使用して、教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ・ 当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の所有する施設等を賃借する場合も対象となります。
 - ・ その施設等が普段は生産等の企業活動に用いられている場合であっても、賃借して使用する者が、教育訓練等を行うために賃借等する場合は対象となります。
- ④ 施設・備品・コンテンツ等の賃借又は使用に要する費用であること。
 - ・ 施設・備品等の賃借又は使用の対価として支払う費用（使用料、利用料、賃借料、借上料、レンタル料、リース料等）であること。教育訓練等のために使用されている契約期間であれば、その実際の使用期間に制約されません。
- ⑤ 教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用であること。

2. 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者に委託して当該国内雇用者に対して教育訓練等を行わせる費用であること。
- ② 教育訓練等のために他の者に対して支払う費用（講師の人件費、施設使用料等の委託費用）であること。

3. 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者が行う教育訓練等に当該国内雇用者を参加させる費用であること。
 - ・ 法人等がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）に参加させる費用であること。
 - ・ 法人等が直接又は間接に（国内雇用者を通じて）他の者に対し支払う費用であること。（当該国内雇用者が費用の一部を負担する場合は、その負担された金額を教育訓練費の額から控除する。）
- ② 他の者が行う教育訓練等に対する対価として当該他の者に支払う授業料、受講料、受験手数料その他の費用であること。
 - ・ 教育訓練等の講座等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）の授業料、受講料、参加料、指導料等、通信教育に係る費用等（受験手数料は、教育訓練等の一環として各種資格・検定試験が行われる場合に対象となります。）
 - ・ 法人等がその国内雇用者を国内外の大学院コース等に参加させる場合に大学院等に支払う授業料等聴講に要する費用、教科書等の費用（所得税法上、学資金等として給与に該当するものを除く。）

(参考) 教育訓練費の対象外となる費用

- ① 法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金等
- ② 教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費、居住費（研修の参加に必要な交通費やホテル代、海外留学時の居住費等）
- ③ 福利厚生目的など教育訓練以外を目的として実施する場合の費用
- ④ 法人等が所有する施設等の使用に要する費用（光熱費、維持管理費等）
- ⑤ 法人等の施設等の取得等に要する費用（当該施設等の減価償却費等も対象となりません）
- ⑥ 教材の購入・製作に要する費用（教材となるソフトウェアやコンテンツの開発費を含む。ただし、「２．他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）」の中で、委託費の内数として教材の購入・製作に要する費用が含まれているようなケースは、教育訓練費の額の対象となります。）
- ⑦ 教育訓練の直接費用でない大学等への寄附金、保険料等

十分な経営能力を有していることの確認

- 特定中堅企業者が、支援措置を活用する場合、十分な経営能力を有しているかどうかの確認が必要です。
- 具体的には、別途の様式に基づき、更なる成長を目指した経営ビジョン（長期的に目指す姿、事業戦略、成果目標、経営管理体制）を策定・提出いただき、国が設置する外部有識者で構成される評価委員会が、十分な経営能力を有しているかどうかを確認します。

十分な経営能力を有していることの確認基準

1

長期視点で
成長発展を図る
「経営戦略」

社会の諸課題又は国際的な競争条件の変化その他の社会情勢の変化等を勘案し、長期的な視点に立って成長発展を図るための経営戦略を作成していること。

2

外部・内部環境
分析に基づく
「事業計画」

自らが営む事業の属する事業分野における内外の市場の状況並びに自らの経営資源の内容及び財務内容その他経営の状況の分析をした上で、当該分析の結果を勘案した事業計画を作成していること。

3

「定量目標」
「経営管理体制」

当該経営戦略及び当該事業計画に関する定量的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な適正な経営管理体制が整備されていること。

(目次)

1. 制度の概要		p 3
2. 特定中堅企業者の要件	...	p 7
3. 申請方法・審査のポイント	...	p 1 8
4. FAQ		p 3 2

申請に必要な書類

- (1) 確認申請書
 - － 記載要領をご確認いただき、確認申請書を作成ください。
- (2) 証憑類
 - － 確認申請書のほかに、下記の証憑類を作成し、保管しておいてください（様式自由）。必要に応じて、こちらから提出を求める場合がございます。

証憑類一覧

証憑類	
企業規模	1. 常時使用する単体従業員数が確認できる労働者名簿 2. 単体資本金が確認できるもの（貸借対照表等） 3. 株主の状況を整理した株主名簿 4. 兼業役員の状況を整理した役員名簿
指標 1	1. 常時使用する従業員に対する給与等の支給額 2. 直近 4 事業年度の常時使用する単体従業員数が確認できる労働者名簿
指標 2	1. 直近 3 事業年度のうち、基準を満たす事業年度の売上高がわかるもの（損益計算書等） 2. 直近 3 事業年度のうち、基準を満たす事業年度の成長投資額がわかるもの（取得や実施時期、内容、金額の支払証明が記載、添付されているもの）

(様式) 表紙

事業再編の実施に関する指針（本文六ヲ関係）における 十分な経営能力を有している特定中堅企業者の確認申請書

年 月 日

項目	内容
申請者の名称（法人番号）	
代表者の氏名	
住所（本社所在地）	
業種	①製造業その他、②卸売業、③サービス業、④小売業のいずれかを記載
資本金（億円）	
常時使用する従業員数（人）	

当社は、以下のいずれにも該当していません。

- 発行済株式の総数の2分の1を超える株式が同一の大企業者及び当該大企業者と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外のもの（注1）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの
- 暴力団員等が役員にいる又は暴力団員等がその事業活動を支配するもの（注2）

(様式) 表紙

(注1) 次に掲げる会社以外のもの

イ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。□において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大企業者（常時使用する従業員の数が二千を超える会社及び個人をいう。以下同じ。）及び当該大企業者と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。□において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大企業者が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。(2)及び(3)において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大企業者及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大企業者並びに(1)及び(2)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

□ イに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大企業者及び当該大企業者と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

(注2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの以外のもの

(注3) 次のいずれかに掲げるもの以外のもの

イ 暴力団員等

□ 会社でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(様式) 長期成長ビジョン

- 本スライドのサマリーを簡潔に記載

長期成長ビジョン（目指す姿・ビジネスモデル）

- （企業（又はグループ全体）が長期的（5～10年後）に目指す姿として、社会に対しどのような価値を提供するか等のビジョンについてご記載ください）

売上成長目標

- XX年までに企業全体の売上高成長率XX%
- XX年までに企業全体の売上高増加額XX億円
（長期成長ビジョンを実現するための、長期成長ビジョンの最終年度における定量的な成果目標（可能な限り単体・連結双方）ご記載ください）

外発的動機

- （長期成長ビジョンを掲げるに至った、社会課題や顧客ニーズの変化等のメガトレンドに対する認識を外発的動機としてご記載ください）

内発的動機

- （長期成長ビジョンを掲げるに至った、経営者の原体験や動機等の内発的動機をご記載ください）

（記載要領）

- 社会課題や顧客ニーズの変化等を踏まえ、長期的な社会への価値提供のビジョンと売上成長目標をご記載ください
- ビジョン策定に至るまでの経営者の内発的動機及び外発的動機を踏まえた、申請者自身の持続的な成長への思いをご記載ください

(様式) 外部環境の状況

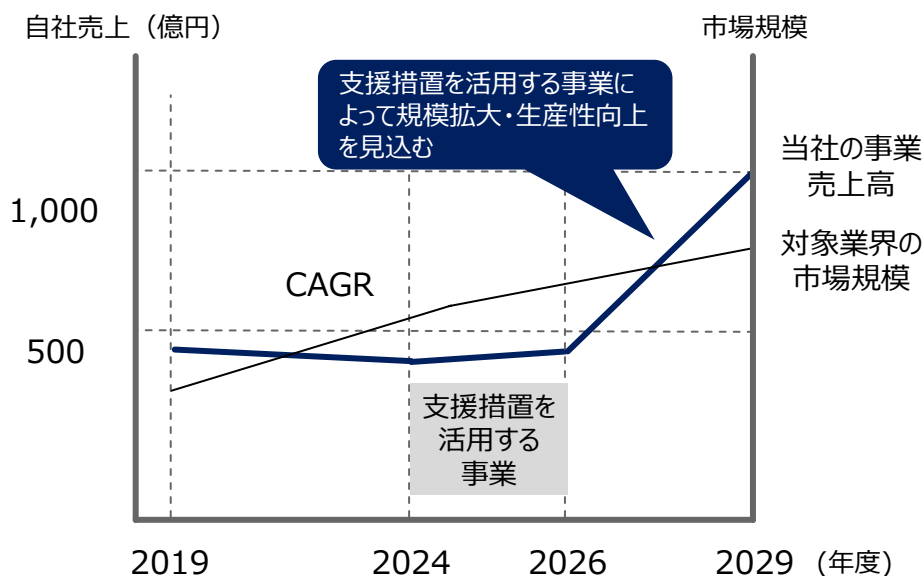
- 本スライドのサマリーを簡潔に記載

- 自社の経営・事業に影響を与える外部環境について、政治・経済・社会・技術の観点でご記載ください

政治	● XXX
経済	● XXX
社会	● XXX
技術	● XXX

- 自社の主要事業、市場全体の伸びの見通し、競合の事業の売上高をグラフ等で表現ください
- 上記を整理した上で、自社を取り巻く外部環境の認識をご記載ください

グラフィメージ



(記載要領)

- 国際情勢や技術発展、市場動向等の自社を取り巻く外部環境についてご記載ください
- 自社の主要事業にかかる市場規模と自社の事業売上高のこれまでの実績及び今後の推移見通し等を、グラフとしてご記載ください

（様式） 内部環境の状況

- 本スライドのサマリーを簡潔に記載

	強み	弱み
ヒト	（例：OJTに力を入れており離職率が低く優秀な人材がそろっている、業界における専門知識を持ち合わせた人材が多く、競合他社に勝る効率的な生産体制を有している…）	（例：新卒採用を開始したのが最近であり、自社の平均年齢が高い（業界内比）実情から人材の高齢化が懸念される…）
モノ	XXX	XXX
カネ	XXX	XXX
情報	XXX	XXX

（記載要領）

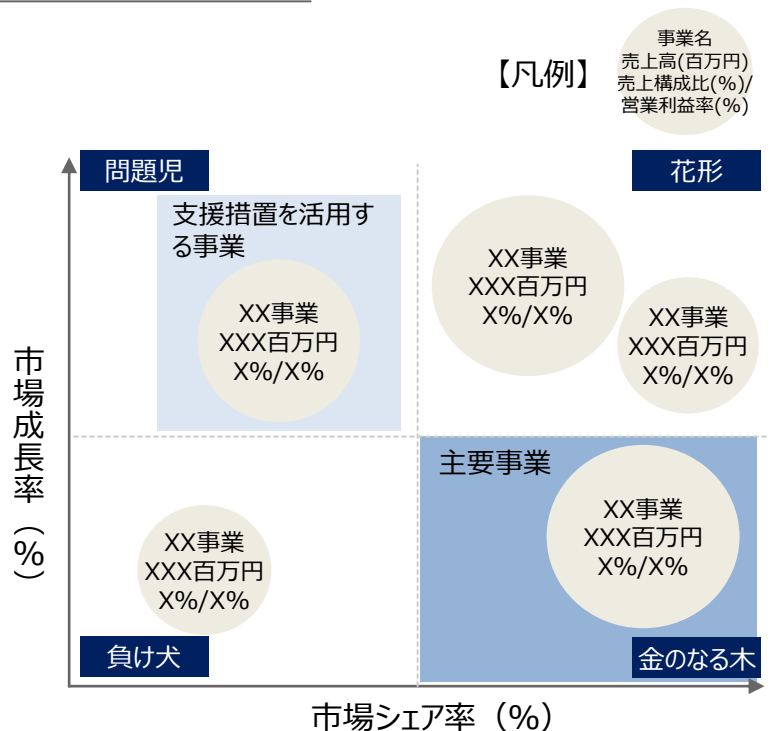
- ヒト・モノ（技術含む）・カネ・情報（データやネットワーク含む）について、自社の強み・弱みの認識を簡潔にご記載ください
- 強みだけでなく、考えうるリスクや脅威等の弱みをいかに正確に認識しているかについても評価対象となるためご記載ください

(様式) 事業戦略

②外部・内部環境分析に基づく「事業計画」・③定量目標関係
※事業再編の実施に関する指針五イ(3)(ii)(iii)

- 本スライドのサマリーを簡潔に記載

事業ポートフォリオ (PPM)



- 企業全体のポートフォリオを上記イメージを参考に記載ください
- 全体のポートフォリオの中で主要事業となっているもの、その中で支援措置を活用する事業の位置づけを整理し記載ください

各事業の概要

事業名	事業概要	今後3～5年の事業戦略 (売上・利益の目標等)
XXX (主要事業)	● XXX (XX年度の売上XX億円、 利益XX億円)	● XXX (XX年度の売上XX億円 (+XX%)、 利益XX億円 (+XX億円))
XXX (支援措置を 活用する事業)	● XXX (XX年度の売上XX億円、 利益XX億円)	● XXX (XX年度の売上XX億円 (+XX%)、 利益XX億円 (+XX億円))
企業全体 (上記合計)	XX年度の売上XX億円、利 益XX億円	XX年度の売上XX億円 (+XX%)、利 益XX億円 (+XX億円)

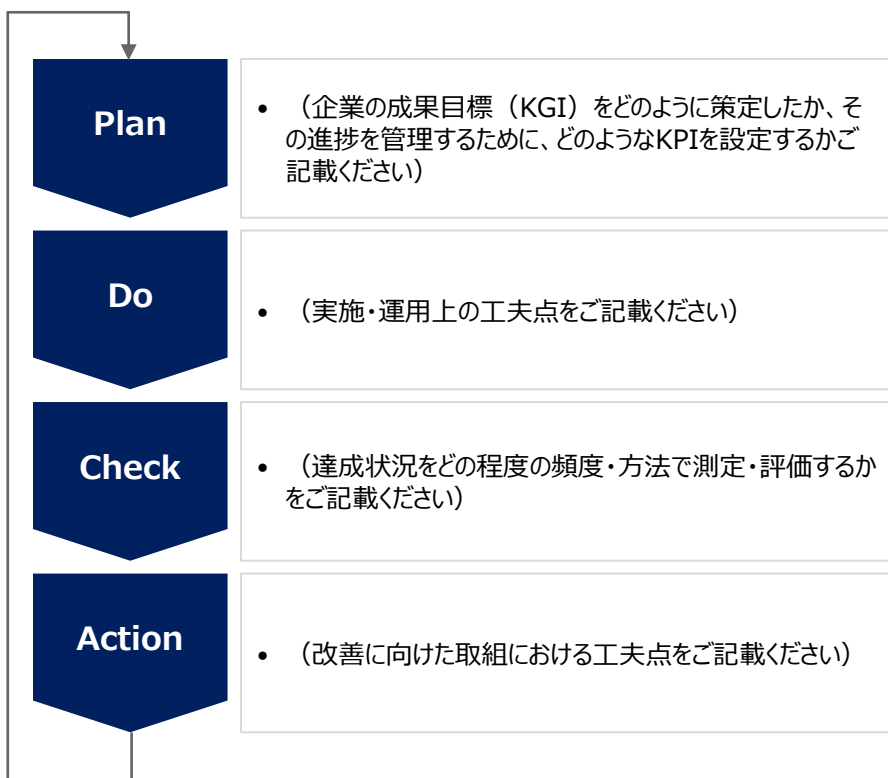
(記載要領)

- 企業全体のポートフォリオ（事業名、売上高、構成比率、営業利益率を明記）を基に、主要事業及び支援措置を活用する事業の位置づけを整理し記載ください。また、現在の各事業の概要に加え、外部環境・内部環境等の分析を踏まえた上で、今後3～5年程度の事業戦略を記載してください。

(様式) 実行体制

- 本スライドのサマリーを簡潔に記載

成果目標達成に向けた管理体制



コーポレートガバナンス強化の取組

内部の取組

下記の項目例等について、社内におけるガバナンス強化の取組を記載ください

- 意思決定機関・業務執行機関双方の事業への関与
- 事業の進捗管理の手法・データ利活用
- 取締役会での事業のモニタリング頻度
- 事業への機動的な経営資源投入方針
- 日々の業務上での違法行為や背任行為のリスクを低減するための内部統制システムの導入状況

外部を巻き込んだ取組

下記の項目例等について、社外を巻き込んだガバナンス強化の取組を記載ください

- 社外取締役や社外監査役、委員会の設置状況
- ステークホルダーへの情報発信方針

（記載要領）

- （前ページに示した）成果目標（KGI）等について、その達成に向けた効率的な管理体制であることをご記載ください

(様式) 特定中堅企業者の要件確認

- 別添の様式「**特定中堅企業 定量要件確認表**」に数値を入力した上で、主務省令で定める要件に該当することを確認の上で、様式を提出してください。

特定中堅企業 定量要件確認表

・薄い黄色のセルに貴社の実績数値等を入力してください。

主務省令で定める要件に該当します

記載例

↓プルダウンで選択

項目	単位	n-3	n-2	n-1	n	基準値
		2021/3月期	2022/3月期	2023/3月期	2024/3月期	製造業その他
【指標1】 良質な雇用の創出						
常時使用する従業員に対する給与等	(千円)	3,000,000	3,100,000	3,300,000	3,600,000	
常時使用する従業員数	(人)	560	570	590	620	
常時使用する従業員1人当たり給与等支給総額 (給与等÷常時使用する従業員数)	(千円)	5,357	5,439	5,593	5,806	5,420
過去3事業年度間の常時使用する従業員の数の年平均成長率	(%)				3.5%	0.7%
【指標2】 将来の成長性						
売上高	(千円)	5,000,000	5,250,000	5,512,500	5,788,125	
①設備投資額	(千円)	100,000	100,000	500,000	200,000	
②無形固定資産投資額	(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	
③研究開発費	(千円)	50,000	50,000	10,000	10,000	
④教育訓練費	(千円)	2,000	4,000	5,000	5,000	
①設備投資額 売上高に対する割合	(%)	2.00%	1.90%	9.07%	3.46%	3.90%
②無形固定資産投資額 売上高に対する割合	(%)	0.60%	0.57%	0.54%	0.52%	0.30%
③研究開発費 売上高に対する割合	(%)	1.00%	0.95%	0.18%	0.17%	2.30%
④教育訓練費 売上高に対する割合	(%)	0.04%	0.08%	0.09%	0.09%	0.05%

(参考) 制度設計の考え方①

(1) みなし大企業を除く理由

- 中堅企業者の中には大企業のグループ会社も存在。こうした中堅企業者は親会社たる大企業の豊富な経営資源等を活用することが可能であると推察されることから、支援措置の対象からは除外することとする。経済産業省産業競争力強化法施行規則第2条第1号イを参考に規定。

(2) 指標1・2の基準を業種別としている理由

- 基準については、企業の実態を踏まえて設定することが望ましいところ、例えば、賃金水準は地域別に設定することなどが1つの案として考えられる。
- 他方、中堅企業の規模になると、商圈等が拡大し、本社と事業実施場所（工場・販売店等）が異なる、事業実施場所が複数に及ぶケースが想定される。そうした場合に、企業全体の状況を持って判断するにあたり、必ずしも本社所在地で地域別の判断とするのは望ましくない。
- そのため、事業ポートフォリオが多種多様な場合も想定されるが、売上高が最も大きい事業で判定することを想定し、業種別の設定とすることとした。

(3) 指標1は業種別の企業平均、指標2は業種別の中堅企業平均としている理由

- 良質な雇用の創出という観点からは、必ずしも中堅企業の中で優れているのではなく、大企業も含めた全体傾向の中でより優れた企業であることが望ましいため、全企業平均としている。
- 将来の成長性という観点からは、中堅企業の中でも、より成長志向の高いものを対象とすることが望ましいため、中堅企業平均としている。

(4) 基準の算出に当たり5年平均としている理由

- 事業者にとって制度活用等の予見可能性の高いものとするため、基準は、毎年度改定するのではなく、一定年数継続して用いることとしたい。そのため、一定程度、長期間の傾向を示すものとして、要件で定める期間より長い期間の平均値を基準として採用することとした。

(参考) 制度設計の考え方②

(5) 従業員数の年平均成長率を3事業年度前比としている理由

- 比較年度の設定にあたり、例えば、5年などすると、創業間もないが規模拡大をしている企業であり、他の要件も満たすような政策的に後押しすべき企業を対象から故意に除くことになってしまう。他方、一過性の雇用創出ではなく、持続性も考慮すべきと考え、直近期の比較では短すぎると思慮。
- そのため、特定中堅企業者向けの支援措置（ツーステップローン、INPITの助成等）を設けている事業再編計画の実施期間（新商品開発等の前向きな取り組みを含め事業完了にかかる必要期間）や、一般的な中期経営計画の期間を参考に3年と設定した。

(6) 指標2（将来の成長性）において直近3事業年度のいずれかの事業年度としている理由

- 直近期の投資状況により判定することも案として考えられるが、成長投資のタイミングは企業によって様々（例えば、大規模投資を行った後は、投資の成果や財務状況等もあり、比較的投資規模が小さくなると思慮）であり、積極的に投資を行っていたにもかかわらず制度の対象外となる場合が想定される。
- また、過去数年間の平均とすることも案として考えられるが、本制度を設けることによって、特定中堅企業者になろうとする成長志向の者を増加させていく政策効果を狙う観点からは直近の投資状況でも判断できるようにすることが望ましい。
- そのため、(3)の期間設定の考えも踏まえ、直近3事業年度のいずれかとした。

(7) 売上高成長投資比率としている理由

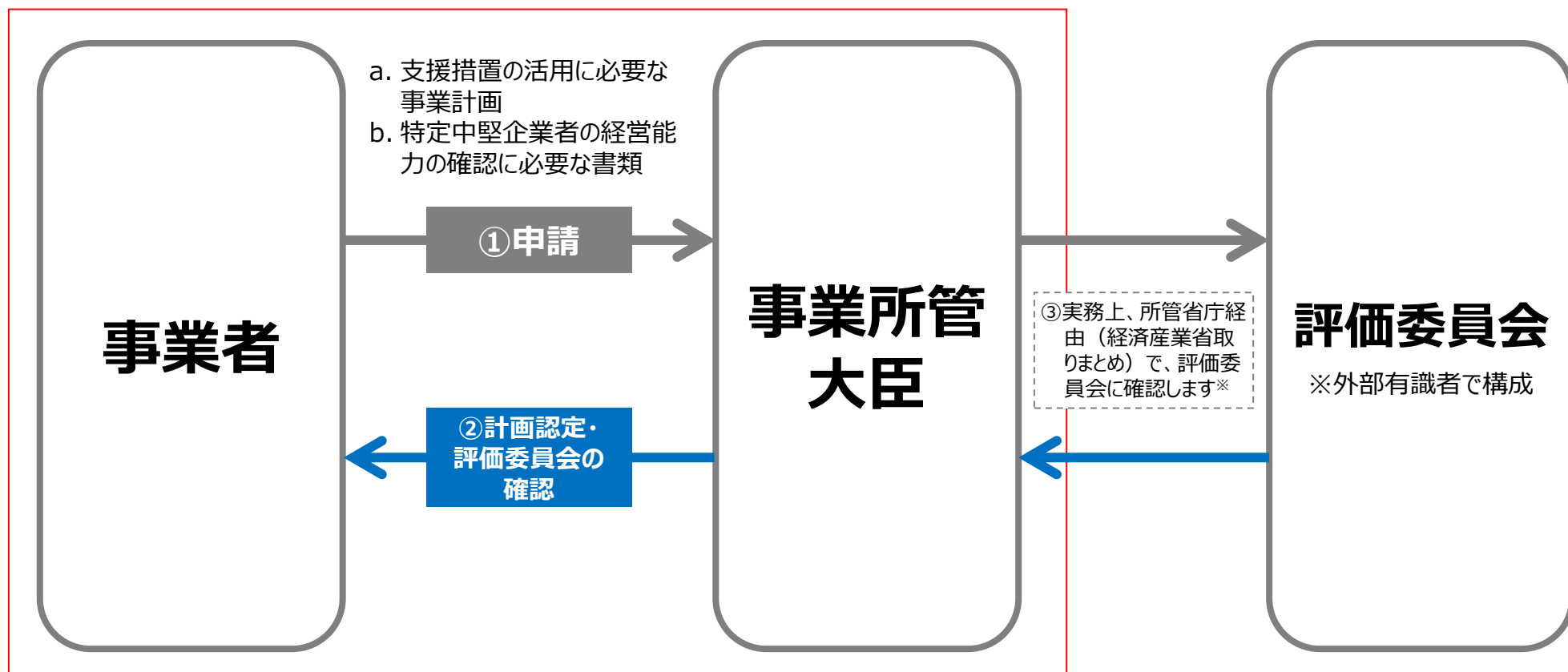
- 単に成長投資の規模で判定することとした場合、企業規模によってその積極性（リスク度）が異なることから、売上高を分母にすることとした。
- また、一般的に投資力の判定では設備投資額（減価償却費含む）を用いることが多いが、本措置では、成長投資を、①設備投資額（有形固定資産投資）、②無形固定資産投資額、③研究開発費、④教育訓練費のいずれかとしている。
- これは、中堅企業者の約75%は製造業以外の業種であり、設備投資額のみで判定することが望ましいといえず、例えば小売業の成長の方法は設備投資に限定されないことから、ソフトウェア投資や知財投資、人材開発なども対象とすることとした。

(8) 経営能力の確認基準

- 経済産業省が公表している「価値協創ガイダンス」も参考に、①社会情勢なども踏まえた企業のあるべき姿を示す長期的な成長ビジョンに基づき、②外部環境（PEST・マーケット）・内部環境（経営資源の強み・弱み）の詳細分析を通じた事業戦略が構築され、③その戦略に関する定量的な成果目標と、それを実行する経営管理体制が十分に構築されているかを確認することとしている。
- これらの内容については、コンサルティング会社、投資家、学識者など、経営戦略支援等を行う外部有識者で構成される評価委員会が確認することとする。

経営能力の確認方法

- 支援措置の活用に必要な事業計画（中堅・中小グループ化税制を活用するための特別事業再編計画等）を所管省庁に申請する際に、併せて評価委員会に対する申請書を提出してください。
- 経営戦略の策定支援等を行う外部有識者によって構成される評価委員会が基準に基づき確認を行い、基準に適合する場合には、評価委員会が発行した確認書を計画認定時に併せて通知します。



(参考) 外部評価委員会の確認書

様式（本文六㍻関係）

年 月 日

殿

事業再編の実施に関する指針六㍻に基づく評価委員会

十分な経営能力を有している特定中堅企業者であることの確認書

記

事業再編の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）六㍻の規定に基づき、申請書に記載された内容が実施指針五イ（3）に定める観点に適合するものであることを確認した。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(目次)

1. 制度の概要		p 3
2. 特定中堅企業者の要件		p 7
3. 申請方法・審査のポイント	...	p 18
4. FAQ		p 32

FAQ

質問	回答
どのような企業が対象となりますか？	中堅企業（中小企業者を除く従業員数2,000人以下の企業）が対象です。 ただし、以下のものを除きます。 ・みなし大企業（p 9, 10 参照） ・風営法に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの ・暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいるものや、暴力団員等が事業活動を支配するもの
企業以外でも確認を受けることはできますか？	中堅企業の定義に該当すれば、株式会社や合同会社だけでなく、個人事業主、事業協同組合なども確認を受けることができます。
2者以上で申請することはできますか？	複数の事業者が共同で申請することはできません。事業者ごとに申請してください。
確認書はいつまで有効ですか？	確認書とあわせて認定を受けた事業計画の計画期間内は有効です。
確認書の発行後、特定中堅企業者の要件から外れた場合は、どのようなになりますか？	確認書とあわせて認定を受けた事業計画の計画期間内であれば、特定中堅企業者の要件から外れた場合（例：従業員数が2,000人を超えた）であっても、確認書は有効です。
確認書とあわせて認定を受けた事業計画とは別の事業計画において、特定中堅企業者として支援措置を受けたい場合、再度、特定中堅企業者の確認を受ける必要はありますか？	同じ事業年度内であれば、確認書を併用いただけます。事業年度が変わる場合、企業規模や指標1、指標2の数字が変わることが想定されますので、再度、特定中堅企業者の確認の申請をお願いします。
特定中堅企業者の確認を受けた場合、どのような支援措置を受けられますか？	特定中堅企業者の確認を受けただけでは支援措置は受けられません。特定中堅企業者として支援措置を受けるためには、特定中堅企業者の確認に加え、支援措置の活用に必要な事業計画の認定を受ける必要があります。

FAQ

質問	回答
確認を受けると公表されますか？	特定中堅企業者を一覧で公表することは予定しておりません。
確認後、何か対応すべきことはありますか？	定期的にご対応いただく事項はございませんが、確認後、申請内容に誤りがあった場合は、速やかに主務省庁にご相談ください。
申請先はどこになりますか？	支援措置の活用に必要な事業計画を所管省庁に申請する際に、併せて評価委員会に対する申請書を提出してください。
確認までどれくらい時間がかかりますか？	正式に申請いただいてから、1ヶ月程度を予定しています。
評価委員会の委員は、どのような方ですか？公表されていますか？	経営戦略の策定支援等を行う外部有識者によって構成されます。委員の一覧は公表していません。
評価委員会に十分な経営能力を有していないと判断された場合、どうなりますか？	評価委員会の審査委員のコメントをフィードバックします。コメントを踏まえ、確認申請書を修正いただき、再度、評価委員会の確認を受けることができます。
相談すると情報が漏れませんか？	国家公務員は守秘義務があり、業務に関する情報は関係者限りで管理しております。